

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年1月31日

徳島市監査委員 尾田正則
同 藤原晃
同 土井昭一
同 武知浩之

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

都市建設部 都市建設政策課、道路建設課、広域道整備課、道路維持課、建築指導課、公共建築課、住宅課、公園緑地課、河川水路課

2 対象期間等

令和4年4月1日から令和4年10月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

令和4年11月16日から令和5年1月26日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

都市建設部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

1 収入事務

- (1) 調定額通知書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。
- (2) 行政財産の目的外使用料について、納入期限の設定が遅いものがあった。
- (3) 法定外公共物の占用料について、納期限までに完納されていないにもかかわらず、督促状が発行されていないものがあった。

2 支出事務

- (1) 旅行命令書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。
- (2) 移転補償契約の支出負担行為決裁において、会計管理者への協議ができていないものがあった。

3 契約事務

- (1) 契約書における収入印紙の消印が適正でないものがあった。
- (2) 業務委託の決裁書において決裁権者が適正でないものがあった。

4 財産管理事務

- (1) 公有財産台帳（副本）と公有財産異動状況報告書の整合性がないものがあった。
- (2) 行政財産の目的外使用許可において、使用許可が使用開始前に行われていないものがあった。

5 その他

- (1) 出勤簿に押印のないものがあった。